

利用者負担基準（案）の概要

利用者負担額は、身体障害者(知的障害者、障害児)又はその扶養義務者の負担能力に応じ、厚生労働大臣が定める基準を超えない範囲内において市町村長が定める基準によることとされており、具体的には負担能力に応じてまず利用者本人が負担することとし、その負担額が利用者本人に係る支援費基準により算定した額に満たない場合は、その不足分について負担能力に応じて主たる扶養義務者からの負担を求めることとしている。

1 扶養義務者の範囲

①施設訓練等支援（身体障害者、知的障害者）

○利用者が20歳以上の場合

支給決定の際に、同一世帯・同一生計にある配偶者及び子のうち最多納税者

○利用者が20歳未満の場合

支給決定の際に、同一世帯・同一生計にある配偶者、父母及び子のうち最多納税者

②居宅生活支援（身体障害者、知的障害者、障害児）

○利用者が20歳以上の場合

支給決定の際に、同一世帯・同一生計にある配偶者及び子のうち最多納税者

○利用者が20歳未満の場合

支給決定の際に、同一世帯・同一生計にある配偶者、父母及び子のうち最多納税者

(参考1)

現行の主たる扶養義務者の範囲

①施設サービス

身体障害者	知的障害者
○利用者が20歳以上の場合 入所時に同一世帯・同一生計にあった配偶者及び子のうち最多納税者	○利用者が20歳以上の場合 同左
○利用者が20歳未満の場合 入所時に同一世帯・同一生計にあった配偶者、父母及び子のうち <u>最多納税者</u>	○利用者が20歳未満の場合 入所時に同一世帯・同一生計にあった直系血族、配偶者、及び兄弟姉妹等（その世帯における家計の主宰者である場合）の <u>全ての者</u>

②ホームヘルプサービス（身体障害者、知的障害者、障害児）

利用者が属する世帯の生計中心者。

2 利用者負担額の変更点

1 施設訓練等支援費

① 暫定措置の引き上げ

平成8年度より据え置いている暫定措置としての負担額上限について、その間の生活費のアップ率を考慮して以下の改定を行う。

更生、授産	入所後3年未満 30,000円 → 32,000円
	入所後3年以上 50,000円 → 53,000円
療護	90,000円 → 96,000円

注：通所は1/2の額

あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等の養成施設及び旧重度身体障害者更生援護施設入所者に適用していた入所後3年を5年に読み替える規定は廃止。(旧措置入所者については経過措置を設ける。)

② 知的障害者入所施設の必要経費の見直し

知的障害者入所施設の施設訓練等支援に要した費用として、日常生活費を含むことから、利用者負担額の決定に当たり、必要経費として控除しない取扱いとした。

なお、本取扱いについては、激変緩和措置として2か年で実施する。

(15' : 1/2控除、16' ~ : 控除なし)

[対象収入の算出]

【現行】

収 入	—	必 要 経 費
<ul style="list-style-type: none"> ・年金、恩給 ・授産工賃 (就労控除あり) 	等	<ul style="list-style-type: none"> ・税金、社会保険料 ・医療費 ・日常生活費(日用品費)

【支援費制度移行後】

収 入	—	必 要 経 費
<ul style="list-style-type: none"> ・年金、恩給 ・授産工賃 (就労控除あり) 	等	<ul style="list-style-type: none"> ・税金、社会保険料 ・医療費 ・日常生活費(日用品費)

※ 日常生活費 = 生活保護法における入院患者日用品費相当額
(285,970円；V区及びVI区)

【例：入所後3年以上で、収入が年金のみの者の場合の利用者負担月額】			
	(現行)	(移行後)	(負担増)
障害基礎年金1級受給者	34,100円(22階層)	51,800円(30階層)	17,700円
		15年度 43,800円(26階層)	9,700円
障害基礎年金2級受給者	19,100円(15階層)	41,800円(25階層)	22,700円
		15年度 30,800円(21階層)	11,700円

2 居宅生活支援費

デイサービス及び短期入所については、ホームヘルプサービスとの均衡を図る観点から利用者負担を導入するとともに、利用者負担額が支給量に応じて著しく増大しないよう居宅生活支援の利用者負担総額について、1月当たりの上限額を設定する。

施設入所者本人の利用者負担額表

(参考2)

対象収入額等による階層区分		負担基準月額	
		入所	通所
1	生活保護法に規定する被保護者	0円	0円
2	前年分の対象収入額の年額区分		
3	0円 ～ 270,000円	0	0
4	270,001 ～ 280,000	1,000	500
5	280,001 ～ 300,000	1,800	900
6	300,001 ～ 320,000	3,400	1,700
7	320,001 ～ 340,000	4,700	2,300
8	340,001 ～ 360,000	5,800	2,900
9	360,001 ～ 380,000	7,500	3,700
10	380,001 ～ 400,000	9,100	4,500
11	400,001 ～ 420,000	10,800	5,400
12	420,001 ～ 440,000	12,500	6,200
13	440,001 ～ 460,000	14,100	7,000
14	460,001 ～ 480,000	15,800	7,900
15	480,001 ～ 500,000	17,500	8,700
16	500,001 ～ 520,000	19,100	9,500
17	520,001 ～ 540,000	20,800	10,400
18	540,001 ～ 560,000	22,500	11,200
19	560,001 ～ 580,000	24,100	12,000
20	580,001 ～ 600,000	25,800	12,900
21	600,001 ～ 640,000	27,500	13,700
22	640,001 ～ 680,000	30,800	15,400
23	680,001 ～ 720,000	34,100	17,000
24	720,001 ～ 760,000	37,500	18,700
25	760,001 ～ 800,000	39,800	19,900
26	800,001 ～ 840,000	41,800	20,900
27	840,001 ～ 880,000	43,800	21,900
28	880,001 ～ 920,000	45,800	22,900
29	920,001 ～ 960,000	47,800	23,900
30	960,001 ～ 1,000,000	49,800	24,900
31	1,000,001 ～ 1,040,000	51,800	25,900
32	1,040,001 ～ 1,080,000	54,400	27,200
33	1,080,001 ～ 1,120,000	57,100	28,500
34	1,120,001 ～ 1,160,000	59,800	29,900
35	1,160,001 ～ 1,200,000	62,400	31,200
36	1,200,001 ～ 1,260,000	65,100	32,500
37	1,260,001 ～ 1,320,000	69,100	34,500
38	1,320,001 ～ 1,380,000	73,100	36,500
39	1,380,001 ～ 1,440,000	77,100	38,500
40	1,440,001 ～ 1,500,000	81,100	40,500
	1,500,001円以上	注2に規定する額	注2に規定する額

(注)

- 知的障害者通所療の入所者が負担する額は、通所の欄に掲げる額とする。
- 40階層に該当する者が負担すべき額は、次の表に掲げる算式により算定した額とする。ただし、支援費基準額を上限とする。

入所	$81,100円 + (対象収入額 - 150万円) \times 0.9 \div 12$
通所	$40,500円 + (対象収入額 - 150万円) \times 0.9 \div 12 \div 2$

- 上記にかかわらず、当分の間、次の表に掲げる額を負担基準月額の上限とする。ただし、あん摩マッサージ指圧師等の養成施設又は旧重度身体障害者更生援護施設については、同表中「3年」とあるのは、「5年」とする。

施設区分	入所後3年未満の者		入所後3年以上の者	
	入所	通所	入所	通所
身体障害者更生施設	32,000円	16,000円	53,000円	26,500円
身体障害者療護施設	96,000円	48,000円	96,000円	48,000円
身体障害者授産施設	32,000円	16,000円	53,000円	26,500円
知的障害者更生施設	32,000円	16,000円	53,000円	26,500円
知的障害者授産施設	32,000円	16,000円	53,000円	26,500円
知的障害者通所療	16,000円		26,500円	
国立コロニー	32,000円		53,000円	

施設入所者の扶養義務者の利用者負担額表

税額等による階層区分			負担基準月額	
			入所	通所
A	生活保護法第6条第1項に規定する被保護者		円 0	円 0
B	当該年度分の市町村民税が非課税の者（A階層に該当する者を除く。）		0	0
C 1	前年分の所得税が非課税の者（A階層又はB階層に該当する者を除く。）	当該年度分の市町村民税のうち均等割のみ課税の者	2,200	1,100
C 2	前年分の所得税が課税の者（A階層又はB階層に該当する者を除く。）	当該年度分の市町村民税のうち所得割が課税の者	3,300	1,600
			前年分の所得税額の年額区分	
D 1	前年分の所得税が課税の者（A階層又はB階層に該当する者を除く。）	0円 ～ 30,000円	4,500	2,200
D 2		30,001 ～ 80,000	6,700	3,300
D 3		80,001 ～ 140,000	9,300	4,600
D 4		140,001 ～ 280,000	14,500	7,200
D 5		280,001 ～ 500,000	20,600	10,300
D 6		500,001 ～ 800,000	27,100	13,500
D 7		800,001 ～ 1,160,000	34,300	17,100
D 8		1,160,001 ～ 1,650,000	42,500	21,200
D 9		1,650,001 ～ 2,260,000	51,400	25,700
D10		2,260,001 ～ 3,000,000	61,200	30,600
D11		3,000,001 ～ 3,960,000	71,900	35,900
D12		3,960,001 ～ 5,030,000	83,300	41,600
D13		5,030,001 ～ 6,270,000	95,600	47,800
D14		6,270,001円以上	支援費基準額	支援費基準額

(注)

- 1 扶養義務者とは、障害者の入所時に障害者と同一の世帯に属し、かつ、生計を同じくすると認められる配偶者又は子（障害者が20歳未満の場合においては、配偶者、父母又は子）のうち、市町村民税又は所得税の税額が最も高いをいう。
- 2 扶養義務者が負担すべき額が、支援費基準額から障害者本人が負担する額を控除した額を超える場合は、当該控除した額を負担するものとする。
- 3 上記にかかわらず、当分の間、次の表に掲げる額から障害者本人が負担する額を控除した額を負担すべき額の上限とする。ただし、あん摩マツサージ指圧師等の養成施設又は旧重度身体障害者更生援護施設の旧措置入所者の扶養義務者については、同表中「3年」とあるのは、「5年」とする。

施設区分	入所後3年未満の者の扶養義務者		入所後3年以上の者の扶養義務者	
	入所	通所	入所	通所
身体障害者更生施設	32,000円	16,000円	53,000円	26,500円
身体障害者療護施設	96,000円	48,000円	96,000円	48,000円
身体障害者授産施設	32,000円	16,000円	53,000円	26,500円
知的障害者更生施設	32,000円	16,000円		
知的障害者授産施設	32,000円	16,000円		
知的障害者通所寮	16,000円			
国立コロニー	32,000円			

居宅支援利用者本人及び扶養義務者の利用者負担額表

税額等による階層区分		上限月額	負担基準額			
			居宅介護 30分当たり	デイサービス 1日当たり	短期入所 1日当たり	
A	生活保護法に規定する被保護者	0円	0円	0円	0円	
B	当該年度分の市町村民税が非課税の者（A階層に該当する者を除く。）	0	0	0	0	
C 1	前年分の所得税が非課税の者（A階層又はB階層に該当する者を除く。）	1,100	50	100	100	
C 2	当該年度分の市町村民税のうち均等割のみ課税の者	1,600	100	200	200	
		前年分の所得税額の年額区分				
D 1	前年分の所得税が課税の者（A階層又はB階層に該当する者を除く。）	0円～ 30,000円	2,200	150	300	300
D 2		30,001 ～ 80,000	3,300	200	400	400
D 3		80,001 ～ 140,000	4,600	250	500	600
D 4		140,001 ～ 280,000	7,200	300	700	1,000
D 5		280,001 ～ 500,000	10,300	400	1,000	1,400
D 6		500,001 ～ 800,000	13,500	500	1,300	1,800
D 7		800,001 ～ 1,160,000	17,100	600	1,700	2,300
D 8		1,160,001 ～ 1,650,000	21,200	800	2,100	2,800
D 9		1,650,001 ～ 2,260,000	25,700	1,000	2,500	3,400
D10		2,260,001 ～ 3,000,000	30,600	1,200	3,000	4,100
D11		3,000,001 ～ 3,960,000	35,900	1,400	3,500	4,800
D12		3,960,001 ～ 5,030,000	41,600	1,600	4,000	5,500
D13		5,030,001 ～ 6,270,000	47,800	1,900	4,600	6,400
D14		6,270,001円以上	支援費 基準額	支援費 基準額	支援費 基準額	支援費 基準額

(注)

- 1 扶養義務者とは、障害者（児）と同一の世帯に属し、かつ、生計を同じくすると認められる配偶者又は子（障害者（児）が20歳未満の場合においては、配偶者、父母又は子）のうち、市町村民税又は所得税の税額が最も高いものをいう。
- 2 身体障害者デイサービス及び知的障害者デイサービスについては、所要時間4時間以上の場合のものであり、所要時間4時間未満の場合は、当該額の2分の1の額とする。また、短期入所については、宿泊を伴う場合のものであり、宿泊を伴わない場合は、所要時間が4時間未満の場合は当該額の4分の1の額、所要時間が4時間以上8時間未満の場合は当該額の2分の1の額、所要時間が8時間以上の場合は当該額の4分の3の額とする。
- 3 障害者本人にあつては、支援費基準額を上限とし、扶養義務者にあつては、支援費基準額から障害者が負担する額を控除した額を上限とする。
- 4 上記にかかわらず、障害者本人及び扶養義務者の1月当たりの負担額は、それぞれ、上限月額欄に掲げる額を上限とする。
- 5 児童の場合は、扶養義務者の課税額と児童の課税額の合算額に応じ、扶養義務者が負担するものとする。

障害者ホームヘルプサービスに関する国庫補助金の取扱いについて

1 今回の取扱いの趣旨

- 障害者ホームヘルプサービスについては、平成15年度予算案において、約280億円（対前年13億円（5%）増、12/12月ベースの場合は14.5%増）を確保したところである。
- ホームヘルプ事業の国庫補助金については、来年度から新たにスタートする支援費制度が契約によってサービスを利用する仕組みであり、利用が促進される要素等もあるという面がある一方、現にホームヘルプサービスの利用実態には地域によって大きなばらつきがある。
- 支援費制度のねらいは、全国どこでも障害者に対して一定水準のサービスが提供できるようにすることであり、そのためには、バランスのとれた提供体制の整備が重要な課題となっている。
- こうしたことから、ホームヘルプ事業の補助金については、適正な執行管理とともに、全国的にみて、より公平、公正に補助金を配分できる基準を設定する必要があると考えており、別添のとおり国庫補助基準の概要（案）を策定したところである。

2 国庫補助基準の性格

- 本基準は、市町村に対する補助金の交付基準であって、個々人の支給量の上限を定めるものではなく、また、市町村における支給決定を制約するものでもない。

3 国庫補助基準の内容

- 本基準は、現在の平均的な利用状況を踏まえ、平成13年度の利用実績を相当程度上回るものとして設定するものである。
- 本基準の設定に当たっては、現在提供されているサービス水準が確保されるよう、現状からの円滑な移行を図ることとし、従前の国庫補助金を下回る市町村については、移行時において、原則として、従前額を確保するものとする。
- 本基準については、今後、支援費制度施行後の利用状況等を踏まえ、見直すこととする
- 今後とも、ホームヘルプサービスについては充実を図るとともに、そのために必要な予算の確保につき、最大限努力する。

4 今後のホームヘルプサービスの在り方等の検討

- ホームヘルプサービスの在り方等を検討するための検討会をできるだけ早い時期に設置することとし、支援費制度下におけるホームヘルプサービスの利用や提供の実態を把握した上で、在宅サービスの望ましい地域ケアモデル、サービスの質の向上のための取組等、障害者に対する地域生活支援の在り方について精力的な検討を行うこととする。

また、本基準については、支援費制度施行後のホームヘルプサービスの利用状況等を踏まえ、検討会において、その見直しの必要性について検証するものとする。

なお、検討会の運営等については、利用者の意向に配慮し、利用当事者の参加を求めるとともに、公正な運営が確保されるよう、適切な委員構成とする。

国庫補助基準の概要 (案)

1. 基準の性格

予算の範囲内で、市町村間の公平・公正な執行を図るための基準。

従って、個々のサービスの「上限」を定めるものではなく、また、市町村における支給決定を制約するものではない。

2. 具体的基準

次の基準とする。

なお、この基準は、市町村に補助金を交付するための算定基準であり、市町村が、交付された補助金の範囲内で、市町村ごとの障害者の特性に応じた運用を行うことを妨げるものではない。

(1) 一般の障害者の場合

1月当たり 概ね 25時間
(69, 370円)

(2) 視覚障害者等特有のニーズをもつ者の場合

1月当たり 概ね 50時間
(107, 620円)

(介護保険給付の対象者 概ね 25時間)
(38, 250円)

(3) 全身性障害者の場合

1月当たり 概ね 125時間
(216, 940円)

(介護保険給付の対象者 概ね 35時間)
(60, 740円)

3. 経過措置

本基準への円滑移行の観点から、「2. 具体的基準」に関わらず、国庫補助金を「基準交付金」と「調整交付金」の2区分とする経過措置を講ずる。

具体的には、次のとおり。

(1) 基準交付金

「2. 具体的基準」を基に算定した額（基準額）を交付する。

ただし、所要の国庫補助金額（見込額）が上記の額を下回る場合には、当該所要額（見込額）とする。

(2) 調整交付金

基準交付金の額が従前の国庫補助金を下回る市町村に対し、原則として、従前額を確保できるよう、交付する。

4. 基準の見直し

本基準については、支援費制度施行後の利用状況等を踏まえ、見直すものとする。

障害者のホームヘルプサービス事業の現況について（概要）

1. 趣 旨

ホームヘルプサービス事業に関する国庫補助基準の策定の参考とするため、平成13年度における市町村におけるホームヘルプサービス事業の現況をとりまとめたもの。

2. 調査対象

全市町村 3, 241（特別区を含む。）

回 答 数 3, 186

3. 概 要

（1）事業実施状況（現にサービス利用のあった市町村）

・身体障害者のホームヘルプサービス	2,283市町村	72%
・知的障害者のホームヘルプサービス	986市町村	30%

（2）利用人員（月平均）

55,674人

身体障害者	46,958人
うち全身性障害者	9,062人
知的障害者	8,716人

（3）利用時間（1人あたり月平均）

身体障害者・知的障害者（一般分）	17時間
視覚障害者等特有のニーズをもつ者	34時間
全身性障害者	83時間